

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年1月14日

支出負担行為担当官

九州地方整備局長 垣下 禎裕

1 調達内容等

- (1) 業務件名及び数量 令和8年度九州西部地区車両管理業務
1式（電子入札対象案件）

(2) 調達案件の内容

本案件は、発注者の所掌業務を遂行するに当たり、官公庁等関係機関、工事等の現場、工事監督、測量等の踏査、用地交渉、地元調整等、さらには災害・事故時等の対応など業務実施に必要な車両の運行を確保するとともに、これに必要な車両の管理を委託するものである。

- (3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 履行場所 武雄河川事務所管内及び武雄河川事務所が指示する場所、
佐賀河川事務所管内及び佐賀河川事務所が指示する場所、
佐賀国道事務所管内及び佐賀国道事務所が指示する場所、
長崎河川国道事務所管内及び長崎河川国道事務所が指示する場所、
並びに
本明川ダム工事事務所管内及び本明川ダム工事事務所が指示する場所

(5) 入札方法

落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行う。

- ① 総合評価のための専門的知識、技術及び創意等に関する書類（以下「総合評価技術資料申請書」という。）を提出すること。
- ② 入札書に記載する金額は、令和8年度九州西部地区車両管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）記載の1ヶ月当たりの基本委託料とすること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（月額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見

積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(月額)を入札書に記載すること。

なお、1ヶ月当たりの基本委託料以外の各項目の契約単価は、入札説明書記載の単価の比率表により決定する。

(6) 電子調達システム(GEPS)の利用

本調達案件は、競争参加資格確認申請書、総合評価技術資料申請書及びそれらの添付書類(以下「申請書等」という。)の提出、入札及び契約を電子調達システムで行う対象案件である。

なお、電子調達システムによりがたい場合は紙入札方式参加願、紙契約方式承諾願を提出するものとする。

2 競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者であること。

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札までに令和7・8・9年度の一般競争(指名競争)参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

一般競争(指名競争)参加資格(全省庁統一資格)の申請の時期及び場所については、「競争参加者の資格に関する公示」(令和7年3月31日付官報)に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者(競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く。)であること。
- (4) 事業協同組合として申請書を提出した場合、その構成員は、単体として申請書等を提出していないこと。
- (5) 申請書等の提出期限の日から開札の時まで(4月1日契約の入札で落札決定を保留している場合は落札決定の時まで)の期間に、九州地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (6) 九州地方整備局管内に本店、支店又は営業所等があること。
- (7) 下記①～③のいずれかの資格を有する業務管理者を配置できること。
 - ① 道路交通法(昭和35年法律第105号)第74条の3に定める安全運転管理者の選任を受けている者で、1年以上の運転管理の実務経験を有する者。
 - ② 3年以上の運転管理の実務経験を有する者。
 - ③ 発注者が上記①又は②と同等であると認める者。

注) 1 運転管理の実務とは、「自動車の運転手に対し、運転について指示、指導し監

督すること」をいう。

注) 2 ③の同等とは、下記1)又は2)をいう。

1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)又は貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)に基づく「運行管理者」

2) 官公庁において、過去に運転管理の実務経験のある者

(8) 武雄河川事務所、佐賀河川事務所、佐賀国道事務所及び長崎河川国道事務所においては、それぞれ仕様書第3条に定める車両管理責任者、車両管理副責任者、車両管理員の資格を満たす者を配置できるものであること、本明川ダム工事事務所においては、仕様書第3条に定める車両管理責任者、車両管理員の資格を満たす者を配置できるものであること。

(9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(10) 入札説明書の交付を下記3(2)の交付方法により、直接受けた者であること。

3 入札書及び申請書等の提出場所等

(1) 入札書及び申請書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号

国土交通省 九州地方整備局 総務部 契約課 購買係

TEL092-476-3509(内線2537)

(2) 入札説明書の交付方法及び交付期間

① 交付方法

電子調達システムにより交付する。(質問回答等を、電子調達システムの調達資料ダウンロード機能を用いて行うため、資料のダウンロードの際に「ダウンロードした案件について訂正・取消が行われた際に更新通知メールの配信を希望する」にチェックを入れること。)ただし、やむを得ない事由により、電子調達システムにより入手が出来ない場合は、上記3(1)に問い合わせること。

② 交付期間

令和8年1月14日 から 令和8年1月29日 まで

(3) 電子調達システムのURL

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>

(4) 電子調達システム、持参又は郵送等による申請書等の提出期限

令和8年1月29日 12時00分

(5) 電子調達システム、持参又は郵送等による入札書の提出期限

令和8年3月4日 17時00分

(6) 開札の日時及び場所

令和8年3月5日 14時00分

国土交通省 九州地方整備局 総務部 契約課 入札室

(7) 契約日は、令和8年度予算（暫定予算を含む。）が令和8年4月1日までに成立した場合は4月1日とし、4月2日以降に成立した場合はその成立日とする。

なお、契約日にかかわらず、履行期間の始期は令和8年4月1日とする。

4 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除。

(3) 競争参加資格の確認のため入札者に要求される事項

本調達案件の入札に参加を希望する者は、支出負担行為担当官の交付する入札説明書に基づく申請書等を作成し、下記により提出しなければならない。

① 電子調達システムにより参加を希望する者は、申請書等を作成し、これを上記3(4)に示す提出期限までに上記3(3)に示すURLの電子調達システムを利用し、提出しなければならない。

② 紙入札方式により参加を希望する者は、申請書等を作成し、これを上記3(4)に示す提出期限までに上記3(1)に示す場所に提出しなければならない。

③ 上記①、②いずれの場合も、開札日の前日までの間において支出負担行為担当官から申請書等の内容に関する説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(4) 落札対象

申請書等を基に、支出負担行為担当官において競争参加資格が確認された入札書のみを落札対象とする。

(5) 入札の無効

① 競争に参加する資格を有しない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者の入札、入札に関する条件に違反した者の入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び電子調達システムを利用するための電子証明書を不正に使用した者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取消す。

② 落札予定者は、武雄河川事務所、佐賀河川事務所、佐賀国道事務所及び長崎河川国道事務所については、それぞれ車両管理責任者、車両管理副責任者、車両管理員（代務を行う車両管理員を含む。）を、本明川ダム工事事務所については、車両管理責任者と車両管理員（代務を行う車両管理員を含む。）を定め、資格を満たすことを証する書類を添付のうえ、令和8年3月18日までに発注者に提出し、承諾を受けなければならない。その内容が仕様書第3条の資格を満たさない場合は、その入札を無効とする場合がある。

③ 落札予定者は、業務実施計画書を作成し、令和8年3月18日までに発注者に提出

しなければならない。業務実施計画書を提出しない者若しくはその内容に不備がある場合は、その入札を無効とする場合がある。

(6) 契約書の作成の要否 要

(7) 落札予定者の決定方法

総合評価落札方式とする。本公告4(3)に従い申請書等を提出した入札者であって、本公告2の競争参加資格を全て満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ当該入札者の申込みに係る各評価項目の得点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値の最も高いものをもって落札予定者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち各評価項目の得点の合計を入札価格で除して得た数値の最も高い者を落札予定者としてすることがある。

また、原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。

なお、当該入札回数までに落札予定者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

(8) 落札者となるべき者の入札価格が予算決算及び会計令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予算決算及び会計令第86条の調査を行うものとする。

(9) 調査基準価格を下回った価格をもって契約した場合は、適正な業務履行の確保を図るため、業務管理者に加えその業務管理者が担当する業務の補助を行うための「補助者」の配置を求める場合がある。なお、この場合は補助者の資格は求めないものとし、配置は業務管理者毎に専任で配置するものとする。

(10) 手続きにおける交渉の有無 無

(11) 本入札に係る契約締結は、当該業務に係る令和8年度予算が成立し、支出負担行為計画示達となされることを条件とする。

暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、予算措置が全額計上されていないときは、全体の契約期間に対する暫定予算分のみの契約とする。なお、本予算成立後の契約期間は令和9年3月31日までとする。

(12) 支出負担行為担当官は、令和8年度予算が成立し支出負担行為計画示達となされた結果、予算の範囲内で常に運行できる体制をとるべき台数を変更することがある。

(13) 詳細は入札説明書による。